# 仕様書

## １．概　要

⑴件名

西宮市の公共施設で使用するＣｏ２フリー電力供給業務

⑵需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

## ２．仕　様

⑴需要場所ごとの予定使用電力量等

別紙のとおり

⑵受給期間

令和９年４月１日以後の最初の検針日の０：００から令和１０年４月１日以後の最初の検針日の前日の２４：００まで（１年）

⑶需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電事業者の開閉所内の電源側接続地点

⑷電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

⑸保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

⑹供給条件

次のア、イの条件を満たすこと。

ア　供給電力の全量にＣｏ２フリーの環境価値証書※を付与すること。

※FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、非FIT非化石証書（再エネ指定無）、J-クレジット等

イ　供給電力の調整後排出係数※は0.000000t-CO2/kWhとすること。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

⑺供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

⑻検針日及び計量日

ア　検針は各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて一般送配電事業

者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ　計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、１kWhとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

３．電気料金の算定方法等

(1)電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

単価固定型契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①-1から①-7を合計して得た金額とする。

①-1　基本料金

契約期間中の月ごとの基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①-2　電力量料金

契約期間中の月ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①　-3　燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元により算定するものとする。この場合において、契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス調整単価を含むものとする。設定しない場合も可とする。

①　-4　市場価格調整額

各月の市場価格調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する市場価格調整単価の算定諸元により算定するものとする。この場合において、契約期間中に市場価格調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。設定しない場合も可とする。

①-5　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更はみとめない。 なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①-6　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該

地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

①-7　国の補助金

国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策等の補助期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

②　単価の単位

単価は小数点以下第３位で四捨五入する。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

(2)電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、供給施設毎に、電気使用量、電気料金、30分デマンド値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

又は、供給施設毎の供給期間における施設名称、供給地点番号、電気使用量、請求金額、30分デマンド値データをエクセル形式にて提供すること。

(3)電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、発注者が定めるグループごとに１つの請求書及び施設毎の利用明細を作成するものとする。

イ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、紙面により請求書及び利用明細を交付するものとする。

ウ　国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策等の補助期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

(4)Ｃｏ２フリー電力の確認資料等

受注者は、供給条件において指定された契約供給電力における調整後排出係数において、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表しているものと同等の場合、この公表をもってエビデンスに代えることができるものとする。

４．入札金額算出方法

単価固定型契約

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用

すること。

⑤容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦入札額に再エネ賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

５．受注者の留意事項

⑴検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

⑵緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

⑶契約電力及び使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

⑷重要事項

受注者は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア　該当地域の一般送配電事業者が定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス調整単価等の見直し、もしくは制度改正より契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ　アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

⑸電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

⑹支払方法は、受注者の発行する請求書をもとに、受注者が指定する口座へ発注者が振込むものとする。

(7)契約解除

発注者は、必要がある時は、希望日の一ヶ月前までに受注者に対し通知を行うことにより、契約を解除することができる。ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、期日によらず契約を解除することができる。

ア　発注者が受注者の選定過程又は契約期間中において、受注者の不正の事実を知ったとき。

イ　天災等、受注者の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に契約を履行しないとき。又は、履行する見込みが明らかにないと発注者が認めたとき。

ウ　受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

エ　受注者が暴力団等（西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。）に該当すると認められるとき。

(8)違約金及び賠償金

受注者は前号のアからエのいずれかに該当する場合、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金又は賠償金を支払わなければならない。

(9)その他

本仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以　上